

1. 画期的判決

みなさん、こんにちは。社会保険労務士の辰巳周平です。暑い夏も終わり過ごしやすい季節がやってきました。今年の夏は雨や曇りの日が多く、夏らしい夏とはいきませんでした。身体にはいくぶんやさしい夏だったような気がします。しかし、適度に降る雨はあらゆるものを潤しますが、局地的に短時間で降る大雨は本当に危険ですね。今年の夏も各地で災害が発生しましたが、みなさんの地域ではどうでしたか？ 備えあれば憂いなしとは言いますが、自分自身に障害や持病がある場合はより一層の準備と心構えが必要です。ニュースで見る光景はどうしても他人事だと思いがちですが、常に自分の身に置きかえて考えたいものです。

さて、今回は先日ニュース等でも取り上げられた、今後の障害年金請求に大きな変化をもたらすかもしれない出来事をご紹介します。

2. 初診日の証明

障害年金を請求する際、必ず必要となる事柄に初診日という考え方があります。初診日とは、障害の原因となった傷病について、初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日を言います。この初診日においてどの保険に加入していたかによって、障害年金の請求先が変わります。いわゆるサラリーマンは障害厚生年金であり、自営業者や主婦（第3号）の場合は障害基礎年金、公務員や公立学校の先生等は障害共済年金への請求となります。たとえば、初診日は厚生年金だったけど、そのあと体調を崩して退職し現在は無職ですがそれでも障害厚生年金を請求できますか？ という相談をよく受けますが、現在の加入状況は一切関係がありません。初診日時点の加入保険とそれまでの加入履歴（納付履歴）を確認しますので、初診日に厚生年金に加入していた場合はたとえ現在が国民年金期間であっても請求先は障害厚生年金となります。

このような考え方をもとに請求しますので、初診日というのは非常に大切な要素となるのです。初診日がいつか分からなければ、そもそも請求さえまならないという状態になってしまいます。ですから、障害年金を請求する際は、まずはこの初診日がいつだったかということ突き止める作業から始めなければいけません。しかし、これが一筋縄ではいかないのです。というのも、医師法によりカルテの保存期間

は5年と定められていますので、仮に初診日が10年前ということになると病院自体にその記録がなく、公的に初診日を明らかにできないという事態に陥ります。しかしそうは言っても、このこと自体は本人に非はありませんね。まさか将来自分が障害年金を請求するかもしれないと考えて病院へ行く人はほとんどいません。ましてや、難病等でなかなか診断が確定しなかったり、症状が10年以上かけてゆっくり進行するような傷病ではなおさらです。もっとも病院側にしても、医師法で定められた5年を過ぎれば処分してもかまわないと決まっているわけですから、保存期限の過ぎたカルテを破棄しても何ら問題とはならないわけです。結局、制度自体が大きな問題を抱えているというほかありません。20年以上前の初診日をどうやって証明しろというのでしょうか。

年金機構は原則として、病院発行の初診証明が取れない場合であっても、何らかの日付を特定できる証拠が必要であるというスタンスを貫いています。初診日が厚生年金の場合はなおさらです。かわりになるものとしては、日付の記載がある診療科が明記された診察券や健康診断の記録、または他院への紹介状のコピーや障害者手帳取得時の診断書の写し等がこれに該当しますが、たとえこれらを用意できたとしても初診日とは認めない場合も数多くあります。ただし、例外として20歳前にある初診（障害基礎年金のみ）に限り、第三者の証明（最低2人以上）をこれにかえることができるという規定があります。これはつまり、知的障害や先天性疾患で幼少時より発病しているような場合を想定しているわけです。加えて20歳前はそもそも年金の納付義務がないこともあって、弾力的に法を運用していることが窺えます。

3. 国の敗訴確定

さて、この度、この初診日証明の運用を巡って一つの裁判が行われ、画期的な判決がおりました。兵庫県に住む60歳代の女性は厚生年金加入中だった1987年1月、進行性の難病である網膜色素変性症と診断され、両眼の視力が徐々に悪化していきました。その後20年以上が経過した2009年11月に社会保険庁（現・日本年金機構）に障害年金を請求しましたが、カルテ等が残っておらず、初診日を確定できる有力な証拠もないとして請求を却下されました。しかし、地裁は判決で、本人の証言や病院へ同行した知人の陳述は信用に足るとして、医療記録がなくても第三者の証言により特定は可能で、総合的に判断するべきと述べ、支給を命じました。国は期限までに控訴を断念し、これにより敗訴が確定しました。厚生労働省は「判決を覆すのは難しいと判断した」というコメントを出しています。

上記でも述べたように、初診日の証明を第三者の証明にかえられるのは20歳前の障害基礎年金だけでしたが、今回障害厚生年金でもそれが認められた格好になりました。ただし、このことをもって直ちに障害厚生年金でも第三者証明で請求ができるかというところではありません。これはあくまで裁判まで争った事例であって、現在はまだ通常の請求段階ではそれを認めていません。しかし、厚生労働省が控訴を断念したことを考えると、今後何らかの運用の見直しが行われる可能性はあるかもしれません。

このような裁判事例が1つ2つと積み重なって、法律の改正や運用の見直しは行われていきます。今回の裁判を勝ち取った弁護士や社会保険労務士、そしてなにより、勇気をもって不服を申し出、忍耐強く最後まで闘われたこの女性に拍手を送りたいと思います。この視力障害を抱えた女性の小さな勇気が光となって、きっとこれからの障害年金請求への大きな道筋を照らすでしょう。

今後も厚生労働省の動向を注視しつつ、この場で情報を発信していきたいと思っています。